北九州市は、良好な景観形成を目指しています。

景観アドバイザー制度をご活用ください。

景観とは

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、総合的なまちの姿を伝えるものです。自然・歴史・文化、都市活動に必要な建物・道路・公園等の施設、及び市民活動などが一体となって調和した景観は、本市の財産です。

市民・事業者・行政の役割

良好な景観づくりを推進することは、まちづくりの根幹となる大切なことであり、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。特に、道路・公園・小中学校の整備などに代表される公共事業や民間による大型建築物の整備などは、都市景観に与える影響力が強く、良好な景観形成を推進するため重要な役割を担っています。

景観アドバイザー制度活用のメリット

本制度を活用し、専門家の意見を取り入れることで、地域や関係者のコンセンサスを構築し、地域への景観貢献につなげることができます。

※景観法に基づく届出や、屋外広告物の許可申請におけるデザイン協議など、景観配慮に関する諸手続きも、円滑に進めていただくことが可能となります。

景観アドバイザー制度の活用方法について

1．費用負担無し

建築物等の外観についてなど、様々な分野から相談を受け付けています。

アドバイザーへの謝金や交通費等は、都市再生企画課が負担いたします。

2．開催方法

2か月に1回20日前後に定例開催しています。

※ 必要に応じて、現地開催を行います。

※定例開催とは別の日程で、臨時開催を行うことも可能です。

3．開催スケジュール

北九州SDGs

アドバイザー制度に関する
お問い合わせ・お申込みは下記連絡先まで

連絡先

北九州市 都市戦略局 都市再生推進部 都市再生企画課
〒803－8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話：093-582-2502 FAX:093-561-7525
Mail：toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

景観アドバイザー制度の申請

景観アドバイザー名簿です。
協議内容に即して
専門委員がアドバイスします。

■お申し込みは電子申請です。

協議予定日 14 日前までに
受付台帳へ入力してください。
※工事規模の大小に関わらず、受付します。

受付台帳
入力フォーム

■電子申請時のデータ添付書類

●現況写真（遠景・近景）
●付近見取り図
●配置図
●平面図
●立面図
（４面とも彩色を施し、各色彩のマンセル値を記入下さい）
●その他必要と認められるもの
※完成予想図（パース）は、任意提出です。

氏名	専門分野
伊東　啓太郎	環境デザイン・都市生態学
大森　今日子	広告・建築写真
小林　宏史	グラフィックデザイン
竹林　知樹	景観デザイン
野田　りさ	都市/建築　計画
松下　美紀	照明
松山　祐子	環境色彩
三笠　友洋	建築デザイン

松山祐子委員（建築デザイン）

景観法が施行されてから、多くの方がその地域について改めて見つめ直す機会が増えたことと思われます。その土地が培ってきた文脈を読み解き、地域との良好な関係を築くことが景観を考える上で重要となります。各分野の専門的な知識や経験を持ったアドバイザーとの対話が、計画の最適解を導き出す一助となればと思います。さらに対話を重ねた計画が面で広がることにより、北九州市の更なる魅力向上につながることを願っております。

竹林知樹委員（景観デザイン）

景観アドバイスにあたっては、以下の事柄を心がけています。様々なプロジェクト、特に基本構想、基本設計時点からもご相談頂きたいと思います。

1. 基本的にそのプロジェクトが検討してきた計画設計の考え方を尊重し、その考え方がさらにより良く景観として表れる、伝わるようにすること。
2. その施設・空間から、健やかな暮らし、いきいきとした活動、自然との共生が営まれるように利用面についても想像すること。
3. そのもの単体としての見え方に加えて、まちの中での見え方、敷地周辺のまちに対する景観・環境上のインパクトについて、配慮をめぐらすこと。

アドバイザー制度のアドバイスの例や活用事例は、
「景観アドバイザー制度活用のすすめ」をご参照ください。→→→→→→→

北九州市　都市戦略局　都市再生推進部　都市再生企画課　電話：093-582-2502